

海外出張報告書

氏名 中 丸 隆	所属庁・官職 名古屋高等裁判所 判事	出張先 フランス共和国及び英国
提出書面 平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日付け報告書		
キーワード欄 ・ 破棄院ラマンダ院長，ラカバラ民事第三部長への表敬訪問 ・ 憲法院カニヴェ判事への表敬訪問 ・ 欧州裁判官評議会（CCJE）への出席 ・ 「裁判官のマグナカルタ（基本原則）」 ・ 「司法的決定の執行における裁判官の役割に関する第 1 3 意見書」 ・ 欧州人権裁判所ロザキス，ブラッツァ両副長官への表敬訪問 ・ 欧州人権裁判所ズパンチッチ判事夫妻との懇談 ・ 欧州議会の視察 ・ オールド・ベイリー（中央刑事裁判所）ウェアリー判事との面談 ・ オールド・ベイリー（中央刑事裁判所）判事らとの懇談昼食会 ・ 大英図書館の視察（マグナカルタ） ・ 国会議事堂の視察（権利章典） ・ 連合王国最高裁判所フィリップス長官への表敬訪問 ・ 連合王国最高裁判所の審理傍聴		

平成22年12月22日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

名古屋高等裁判所判事

中 丸 隆

平成22年11月13日から同月24日まで、竹内行夫最高裁判所判事の随員として、フランス共和国及び英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）に出張しましたので、下記のとおり報告します。

記

今回の出張では、①フランス・パリにおいて破棄院及び憲法院を訪問し、②同国・ストラスブールにおいて欧州裁判官評議会に出席し、欧州人権裁判所の訪問及び欧州議会の視察を行い、③英国・ロンドンにおいてオールド・ベイリー（中央刑事裁判所）及び連合王国最高裁判所を訪問し、大英図書館及び国会議事堂を視察した。この間、各訪問先で懇切な説明及び歓迎を受けたほか、吉川元偉・OECD日本政府代表部大使、軽部洋・在ストラスブール日本国総領事及び林景一・在英国日本国大使館特命全権公使から、それぞれ各国の政治経済情勢及び各地の司法事情等についてブリーフィングを受けた。また、ストラスブールでは、欧州人権裁判所の副長官らを招いた軽部総領事主催の夕食会が催され、同副長官らと懇談の機会を持った。さらに、ロンドンでは、Sheriff London主催の昼食会に招かれ、オールド・ベイリーの判事らと懇談の機会を持った。同地では、留学中の若手判事補らから在外研究の様子等を聴く機会を設けた。

今回の出張に当たり、フランス・パリでは在フランス日本国大使館の隄（つつみ）良行一等書記官（検察庁出身）、フランス・ストラスブールでは在ストラスブール日本国総領事館の南宏幸領事（裁判所出身）、英国・ロンドンでは在英国日本国大使館の川淵武彦一等書記官（検察庁出身）をはじめとする関係各位に、訪問先のアレンジ、宿舎及び交通手段の確保、

通訳の手配（パリのみ）、会議及び訪問等への同行・案内、資料の準備、各種の連絡調整など、諸事にわたり大変お世話になった。これらの方々及び秘書課の皆様に、この場をお借りして改めて心からの感謝とお礼を申し上げます。

第1 フランス・パリ（11月13日～15日）

パリでは、破棄院のヴァンサン・ラマンダ（Vincent LAMANDA）院長及びアラン・ラカバラ（Alain LACABARATS）民事第三部長判事並びに憲法院のギイ・カニヴェ（Guy CANIVET）判事を表敬訪問した。

1 破棄院

(1) ラマンダ院長

ラマンダ院長から、破棄院の特徴や事件処理の在り方等について、概要以下のとおり説明を受けた。

ア 破棄院と日本国大使館との良好な関係

日本とフランスの司法システムには共通点が多く、破棄院に日本の最高裁判事をお招きできて光栄である。

破棄院と在フランス日本国大使館とは、破棄院日本語版ウェブサイトの作成に協力してもらうなど、非常に良好な関係（シルクのような関係。輝いていて、丈夫で、かつ貴重な関係）を築いている。日本大使も破棄院との関係強化に尽力されている。なお、将来的には、破棄院の判例を日本語版ウェブサイトに掲載したいと考えている。

（これに対し、竹内判事から、日本の司法もフランスの司法も共通の課題を抱えており、様々な面で接触が持たれていることを大変うれしく思う、今後も両国間の司法分野での関係が一層増進することを期待する旨を述べた。）

イ 民事事件の事件数

フランスの第1審裁判所では年間約200万件の民事事件（刑事事件以外の事件）を審理する。控訴院に上訴されるのはその約10分の1の約20万件である。破棄院に上訴されるのは更にその10%弱の約1万8000件である。

ウ 破棄院の裁判官

現在、破棄院の裁判官は、判事90人と特任判事11人から構成されている。特任判事は職業裁判官ではなく、大学教授や行政官等を出身母体としており、民間出身の特任判事もいる。特任判事は司法官職高等評議会の推薦により任命される。特任判事の人数は判事の約10分の1にすぎないが、外部の有識者が加わり事件の審理に違った視点をもたらされる意味がある。裁判官は専門ごとに6つの部に配属され、各部には上席の裁判官である部長判事が配されている。

エ 破棄院における事件処理

（ア）簡易な手続

破棄院における事件処理は、最初の書面審査によって幾つかのカテゴリーに分類される。いずれのカテゴリーでも同じように注意深く検討するが、3分の1以上の事件は簡略な手続により「破棄院として対応しない」という形で処理される。上訴期間を徒過している場合や、原判決の正当性が明白で、過去の判例を変更する必要もない場合などである。報告裁判官が事件を審査した後、最古参判事及び部長判事と3人で合議を行い、「破棄院として対応しない」との結論に至ったら、上記3人の裁判官で構成される裁判体でその旨の決定をする。

それ以外の場合、すなわち破棄院が事件に対応する場合には、報告裁判官の調査報告書を見てどの部、係に配点するかを決め

る。かなり周到な準備をして評決を行う事件は年間50～70件程度である。

(イ) 混合部

破棄院が受理した事件の大半は各部係の3人の裁判官だけで処理されるが、混合部や大法廷が開かれる場合もある。

混合部は少なくとも3か部の裁判官によって構成される。複数の部の専門にまたがる問題を取り扱う場合や、複数の部の間で異なる判断がされる可能性がある場合には、破棄院としての統一的な見解を出すため、事件を混合部に回付する。混合部は、異なる判断をする可能性がある上記2か部と当該事件と無関係な1か部（キャスティングボードを握る部）から構成される。裁判長は院長が務める。

(ウ) 大法廷

大法廷は、全6か部のほとんど全ての係の裁判官により構成され、総数は約20名である。裁判長は院長が務める。

大法廷を開く場合は3つある。第1は事件の係属する部から大法廷に回付する決定があった場合。第2は院長が事件を大法廷に回付する決定をした場合（ただし、原則的に行わない。）。第3は、件数としてはこれが一番多いが、破棄院が原判決を破棄して差戻しをした後、差戻審が破棄院とは異なる判断をし、これに対して再度事件が上告された場合である。この場合、大法廷で審理しなければならないことが法律で規定されている。事実審と法律審との間のやり取りを通じて最終的な意見の一致を見てほしいというのが制度の趣旨であろう。約40%の事件では先に破棄院のした破棄判決が取り消されるが、約60%の事件では破棄院の判断が正しかったとされて控訴審の判決が破

棄される。こうしたプロセスには時間が掛かると思われるかもしれないが、弁護士による書面の作成、提出に掛かる期間を合わせても1年以内には終了している。

オ 破棄院の2つの特徴～歴史と近代性

破棄院には2つの特徴がある。第1点は破棄院が歴史にしっかりと根付いていることである。「破棄院はフランス革命のときに生まれた」と言われることがある。半分は正しいが、半分は正しくない。フランス革命後、共和制、帝政、王政を経て、19世紀末から再び共和制が始まったが、そこではフランス革命が評価され、アンシャン・レジームや王政は過小評価されることになった。実は、破棄院の元となる「討議者評議会」はフランス革命前の王政時代に既に存在していた。討議者評議会は裁判官又は法務大臣が議長を務める行政と司法が混在する機関であったが、同評議会及び同議長職が1790年の新法により廃止されて「破棄裁判所」が創設された。これに伴い、討議者評議会の書記及び内規が破棄裁判所に引き継がれた。この内規は現在の破棄院でも適用されている。このように破棄院の歴史は綿々と続いており、何世紀も掛けて「破棄」を精緻に完成してきた。破棄院の「破棄」はヨーロッパで最も古い方式であり、他国とかなり違っている。このように歴史に深く結びついている点が破棄院の特徴の第1点である。

第2点は他国の最高裁判所に先駆けてIT技術を導入したことである。破棄院の民事部では完全なペーパーレス化が実現しており、破棄院付弁護士は弁論の書面や資料を電子メールで送信することになっている。ITについては後ほどラカバラ部長から詳しい説明が受けられるだろう。ラカバラ部長は破棄院民事部のIT化に最も貢献した人物である。

このような伝統と近代性の両立が破棄院の特徴といえる。

(2) ラカバラ民事第三部長判事

ラカバラ部長から、破棄院民事部におけるIT技術の導入（ペーパーレス化）の実情等について、実際に法廷兼評議室でシステムを見ながら説明を受けた（クリスチャン・シャリュオー（Christian CHARRUAULT）民事第一部長も同席。）。その概要は以下のとおり。

ア 破棄院の民事部では、当事者からの提出書類は弁護士から電子メールで送信され、事件ごとに整理されてシステム上に電子データで収められる。画面上でファイルをクリックすれば、これらの書面を容易に取り出すことができる。報告裁判官が作成する調査報告書、意見メモ、判決書案もシステムに入っている。調査報告書は当事者にも公開されるが、報告裁判官の意見メモ及び判決書案は当事者には公開されない。システム上では、これらの事件書類のほか、関係する法律の条文等も見ることができる。また、破棄院の研究資料局が収集、整理した破棄院判例の評釈論文等も2009年からシステム上で閲覧可能となっており、裁判官の資料調査の時間が短縮された。このシステムは、いわば破棄院裁判官の「バーチャル執務室」である。（在フランス日本国大使館の随書記官によると、破棄院と同じ建物に大審裁判所及び控訴院も入っているため、執務スペースに限りがあり、破棄院の裁判官は、部長以上を除き、庁舎内に執務室を持っていないという。）

イ 裁判官がシステム上で閲覧できる情報は基本的に同一であるが、各裁判官が抱える事件数、各事件の係属期間等は部長判事のみが閲覧できる。

ウ 事件処理のIT化、ペーパーレス化が進んでいるといっても、完全にペーパーレスを実践している人はまれである。自分（ラカ

バラ部長) もじっくり検討したい場合には自宅で書面をプリントアウトして読んでいる。

エ 法廷兼評議室では、手続の前半部分が公開で行われる。もっとも、当事者の主張等は既に書面で提出されているため、弁護士が実際に出廷して弁論を行うことはない。後半は、当事者や傍聴人を退出させて裁判官だけで評議を行う。

2 憲法院 (カニヴェ判事)

カニヴェ判事から、フランスの司法制度改革、憲法適合性審査の在り方、憲法院が抱える課題等について、概要以下のとおり説明があった(憲法院法務部のギヨーム・バザン (Guillaume BAZIN) 部員同席。在フランス日本国大使館の隄書記官によれば、バザン氏は最近まで日仏議員連盟の事務局長を兼務していた由。)

(1) 憲法院の創設

日本では最高裁が司法の頂点にあって公法、私法すべての分野をカバーしているが、フランスでは、裁判所は司法裁判所と行政裁判所の2つの系統に分かれ、これらを統一的に監督する機関はなかった。1958年のフランス共和国憲法で、オーストリアの方式にならって、全く新しい裁判所として憲法院が創設された。

(2) 事後的な違憲審査制の導入

2008年改正憲法が2010年3月から施行されたが、それ以前は法律の憲法適合性審査は法律が議決され、発付される前に限られていた。しかし、憲法改正によって、憲法院は発付後の法律の憲法適合性も審査できるようになった。国民の誰もが憲法問題を提起することができ、破棄院又は國務院が法律の憲法適合性について独自に判断するか、憲法院に判断を求めるかを裁量で決める。憲法改正後、憲法適合性審査の件数が従来 of 4～5 倍に急増し、憲法院は

大変な状況になっている。

(3) 憲法院の役割と直面する課題

これまで様々な司法改革がされてきた。約50年前のEU設立以来、EUの司法制度がフランスの司法制度に影響を与えるようになった。欧州人権条約について加盟国は欧州人権裁判所の判断に従わなければならない、EUは司法に関してはさながら連邦制のような状況になっている。①フランス国内法、②EU法及び③欧州人権裁判所の判決の3つの法系統が互いに矛盾しないように整合性を保たなければならない、憲法院の果たす役割が重要となっている。

憲法院が直面する課題は2つある。第1は、フランスの各裁判所がEU法を遵守しているか否かを監督する役割についてである。しかし、これについては、憲法院の本来の役割ではなく、むしろEUの役割ではないかと考えている。第2は、欧州人権裁判所が管轄する欧州人権条約に規定されている基本的人権はフランス憲法に元来規定されており、憲法院がフランス憲法の定める権利を保護するが、欧州人権条約に規定された権利を保護するにはどうするかという点で、これが2008年憲法改正の大きな論点であった。

(4) 事後的な違憲審査の方法

具体的な事件の中で特定の法律の憲法適合性が問題となると、それが司法裁判所又は行政裁判所の各系統の裁判所を通じて、破棄院又は國務院のレベルで憲法院に判断を求めるかが決められる。憲法院が憲法適合性について判断をした場合には、当該事件を審理する裁判所は憲法院の判断を踏まえて判断することになる。具体的な法律の条文が違憲であると憲法院が判断すれば、その条文は廃止されるため、事件を審理している裁判所はその条文が廃止されたものとして判断することになる。

(5) 違憲判決の効力

(竹内判事から、日本では最高裁が法律を違憲と判断した場合、事件当事者との関係で当該法律が無効となるだけであり、当該法律そのものを廃止する役割は国会が担っている、もともと、法改正までの間、下級裁判所は最高裁判決に事実上拘束されて当該法律を違憲と判断するため、実際上は当該法律が裁判所で適用されることはなくなる旨を説明したところ、) フランスでは、憲法院が法律を違憲と判断した場合、議会が改正義務を負うのではなく、憲法院が直ちに法律の条文を廃止できる。ただし、それにより法的安定性の点で問題が生じる場合には、当該条文が廃止される時期を憲法院が定めることができ、その間に議会が法律を憲法に適合するように改正することになる。例えば、最近、憲法院は、警察による取調べ中の拘禁についての法律を違憲と判断したが、急な廃止による混乱を防ぐため、当該条文の廃止時期を2011年7月と決めた。憲法院が法律の条文を廃止できること又は廃止を延期できることは、憲法に規定されている。日本のように最高裁の違憲判決を受けて国会が当該法律を廃止する場合でも、当該法律が最終的に廃止されるという意味では結果は同じになるが、違憲の法律を直ちに廃止できる点で憲法院の違憲判決はより効率的かつ効果的であると考えている。

(6) 裁判員制度について

(竹内判事から、裁判員制度が2009年5月から施行され、順調に運用されていることを説明し、フランスの裁判所から受けた様々な協力に対し謝意を表したところ、) 私(カニヴェ判事)は、過去2回日本を訪問しているが、前回の訪問時は裁判員制度が大きな話題となった。日本の裁判所が裁判官の訓練や広報活動など、長い時間を掛け、きめ細かく様々な局面を想定して準備に尽力されて

いたことに強い感銘を受けた。裁判員制度が順調に運用されていると伺って安心した。

第2 フランス・ストラスブール（11月16日～19日）

ストラスブールでは、11月17日から19日まで開催された欧州裁判官評議会（Consultative Council of European Judges; CCJE）第11回全体会合（議長：Afonso・Evoraポルトガル控訴裁判所判事）にオブザーバーとして出席した。また、同月17日には、欧州人権裁判所のクリストス・ロザキス（Christos ROZAKIS）副長官及びニコラ・ブラッツァ（Nicolas BRATZA）副長官を表敬訪問したほか（ジーンポール・コスタ（Jean-Paul COSTA）長官は出張のため不在。）、軽部総領事主催の夕食会において、上記両副長官及び同裁判所のボスチャン・ズパンチッチ（Bostjan ZUPANCIC）判事夫妻と懇談の機会を持った。同月19日には欧州議会の視察も行った。

1 欧州裁判官評議会（CCJE）

欧州裁判官評議会は、欧州評議会閣僚委員会からの諮問を受けて、2001年以降、毎年、裁判官の独立、中立及び権限にかかわる一般的な問題を扱った意見書を作成している。今回の欧州裁判官評議会の会合（第11回会合）では、過去に採択された12の意見書の主要な結論部分を要約、アップデートの上、集大成した「裁判官のマグナカルタ（基本原則）」を検討・採択したほか、司法的決定の執行における裁判官の役割に関する第13意見書案を検討・採択した。また、欧州評議会加盟各国の裁判官等から各国における裁判官の実情等が紹介された。

(1) 裁判官のマグナカルタ（基本原則）の概要

CCJE10周年の機会に、CCJEが過去に採択した12の意見書の主要な結論部分を要約の上、集大成した「裁判官のマグナカルタ（基

本原則)」が採択された。その概要は以下のとおり。

なお、文書のタイトルをめぐっては、過去に封建支配を受けた歴史を持つ国（アイルランド、ノルウェー）から、「マグナカルタ」は本来、イギリス封建時代の封建諸侯が国王に対し、自らの権利を認めさせるために作成された文書であり、裁判官の独立等に関する過去の意見書の集大成である本文書のタイトルにはふさわしくないとの異論が出たが、最終的には上記のタイトルが採用された。

ア 法の支配と司法

司法府は、あらゆる民主的国家における三権のうちの一つである。その使命は、法の支配の存在そのものを保障し、そのことにより、中立、正当、公正かつ効率的に、法の適正な適用を確保することである。

イ 司法の独立

(ア) 司法の独立と中立性は、司法の運営にとって必要不可欠な前提条件である。

(イ) 司法の独立は、法に基づき、機能的でなければならず、かつ、財政面においても独立でなければならない。司法の独立は、国の他の権力、司法に救済を求める者、他の裁判官や社会一般との関係において、国内法規により、最大限保障されなければならない。国及びすべての裁判官は、司法の独立を促進し、保護する責任を負う。

(ウ) 司法の活動に関し、とりわけ採用、定年に至るまでの任命、昇進、免職不可能性、研修、司法の免責、懲戒、報酬、司法府の財政に関し、司法の独立が保障されなければならない。

ウ 独立の保障

(ア) 選任、任命、昇進に関する決定は、客観的基準に基づかねば

ならず、独立保障の責任を有する機関によってなされなければならない。

(イ) 懲戒手続は、独立機関の面前で行わなければならない、裁判所に救済を求めることが可能でなければならない。

(ウ) 国は、司法府との協議に引き続き、司法制度の適正な運営に必要な、人的・物的・財政的リソースを確保しなければならない。不当な影響を避けるため、裁判官は、法に基づき、適正な報酬を受けるとともに、十分な年金スキームを与えられなければならない。

(エ) 初任・在職中研修は、裁判官の権利であると同時に義務である。研修は、司法府の監督のもとに行われなければならない。研修は、裁判官の独立のみならず、司法制度の質と効率性を保護するための重要な要素である。

(オ) 司法の任務の遂行に影響を与えるすべての決定（裁判所の組織、手続、その他の立法）に、司法府を関与させなければならない。

(カ) 裁判官は、司法を運営する任務の遂行に当たり、いかなる指示命令や組織的圧力にも服してはならず、ただ法にのみ拘束されなければならない。

(キ) 裁判官は、検察と弁護の間の武器平等を確保しなければならない。検察官の独立の地位は、法の支配の基本的な必要条件である。

(ク) 裁判官は、社会において司法府の使命を擁護する任務を委ねられた、国内・国際裁判官協会の構成員となる権利を有する。

エ 独立保障の責任を有する機関

裁判官の独立を確保するため、すべての国は、司法評議会又は

その他の特別機関を創設せねばならない。同機関は、それ自体が立法権や行政権から独立でなければならず、裁判官に関する規則や、司法機関の組織、機能、イメージに関するあらゆる問題につき、幅広い権限を与えられなければならない。司法評議会は、同僚から選ばれた裁判官のみで構成されるか、裁判官が実質的過半数を占める構成でなければならない。司法評議会は、その活動と決定につき、説明責任を負う。

オ 司法へのアクセスと透明性

- (ア) 司法は透明でなければならず、司法制度の運営に関する情報を公表しなければならない。
- (イ) 裁判官は、迅速、効率的かつ身近な (affordable) 紛争解決へのアクセスを確保するための措置を執らなければならない；裁判官は、代替的紛争解決手段 (ADR) の普及に貢献しなければならない。
- (ウ) 裁判所の文書や司法的決定は、理解可能で、簡潔かつ明快な言葉で起草しなければならない。裁判官は、公正かつ公開の審理に基づき、合理的期間内に理由を付した決定を下し、公開の場で宣告しなければならない。裁判官は、適切な事件管理の手段を利用しなければならない。
- (エ) 裁判所の命令の執行は、公正な裁判を受ける権利の必要不可欠な要素であると同時に、司法の効率性の保障ともなる。

カ 倫理及び責任

- (ア) 懲戒規則とは区別された行動規範を、裁判官の行動の指針としなければならない。この行動規範は、裁判官自身が起草せねばならず、裁判官研修に含めなければならない。
- (イ) すべての国において、裁判官に適用される制定法ないし基本

憲章により、懲戒処分や懲戒手続を受ける可能性のある不正行為を定義しなければならない。

(ウ) 裁判官は、その司法的任務の枠外で犯した犯罪につき、通常の法に基づく刑事責任を負う。裁判官の任務遂行中の故意によらない過誤については、裁判官に刑事責任を課してはならない。

(エ) 司法の過誤に対する救済は、適切な上訴制度の枠組みで行われるべきである。司法の運営におけるその他の過誤に対する救済の請求はすべて、専ら国に対してなされなければならない。

(オ) 故意の場合 (wilful default) を除き、司法的任務の行使と考えられる行為に関し、裁判官に個人的責任を問うことは、それが国による賠償請求の方法であったとしても、適切ではない。

キ 国際裁判所

上記原則は、必要な変更を加えた上で、欧州の裁判所や国際裁判所の裁判官に適用されなければならない。

(2) 「司法的決定の執行における裁判官の役割に関する第 13 意見書」の概要

本会合で採択された司法的決定の執行における裁判官の役割に関する第 13 意見書の結論部分の概要は以下のとおり。

ア 拘束力を有する司法的決定の効率的な執行は、法の支配の基本的要素である。それは、司法府の権威に対する市民の信頼を確保するために必要不可欠である。決定が執行されなければ、裁判官の独立と公正な裁判を受ける権利は、無意味なものとなる。

イ 拘束力を有する決定を下す権限を、国の元首を含む司法外の権力による承認や認可、決定の内容の改変に服させてはならないということが、欧州人権条約 6 条に規定する「独立の」裁判所の概念自体に当然に含意されている。

ウ したがって、国の全部門が、憲法や最高法規における裁判所の独立に関する法的規定につき、刑事事件における恩赦を唯一の例外として、国の他の権力の介入を一切受けることなく、司法的決定を迅速に執行することを要求しているものと確実に解釈しなければならない。司法的決定の執行の停止は、別の司法的決定によってのみ行うことができる。

エ 法に規定された理由に基づく場合を除き、執行手続の延期はあってはならない。すべての延期は、裁判官の審査に服さなければならない。執行機関は、判決の文言に異議を述べたり、改変したりする権限を与えられてはならない。

オ 国は、刑事事件において、軽微な刑罰が実際に執行されないという事態に至るような政策を推進するのは控えるべきである。

カ CCJEは、法の支配の原則により統治される国においては、何よりもまず公的機関が、司法的決定を遵守し、「職権で」迅速に実施する義務を有すると考える。裁判所の決定の遵守を拒絶する国の機関という発想そのものが、法の優越性の観念を損なうことになる。

キ 執行は、公正、迅速、効率的かつ比例的でなければならない。

ク 当事者が、容易に執行手続を開始できるようにしなければならない。高すぎる手続費用等、これに対するいかなる障害も避けるべきである。

ケ すべての執行手続が、欧州人権条約やその他の国際条約によって認められた基本的権利や自由を遵守しつつ、実施されなければならない。

コ 自由の剥奪は、欧州人権条約8条パラ2によって認められた条件を考慮する一方で、同条約3条及び8条によって保護された権

利を遵守しつつ行わなければならない。これらの権利を保護し、その正当性を認めるべきは裁判所である。

サ 刑罰の執行の方式を決定する責任が、裁判官、仮釈放審査委員会、行政当局のいずれにあらうと、これらの措置の実施は、手続の公平性、司法的監督ないし司法審査に服さなければならない。

シ 信頼と相互認識の原則が、欧州司法分野の建設の土台（corner stones）である。相互認識は、国内レベルで下された決定が、他の加盟国において、特にその法制度において、効力を有することを当然に含意している。したがって、法律専門家の間の情報交換を増やすことが必要不可欠である。法律専門家の様々なネットワークは、自らを強化、再構築し、互いに協調すべきである。

ス CCJEは、司法評議会やその他の関連独立機関に対し、執行の効率性に関する報告書を定期的に発行するよう勧告する。公的機関に対する判決の執行は、独立の部門が扱うべきである。

(3) 欧州評議会加盟各国における裁判官の状況

欧州評議会加盟各国の裁判官等から、司法の独立に関し、概要以下の報告があった。参加者からは、とりわけ、[REDACTED]
[REDACTED]司法の独立の観点から深い懸念が表明され、両国政府に対し、CCJEから書簡を送付することとなった。

ア スロバキア

6月の選挙後の政権交代を受け、司法評議会に関する法律、裁判官に関する法律、裁判所法の改正が進行中である。司法評議会からは、地方裁判所所長がその構成員から除外された。また、現在、裁判官は、司法評議会の提案に基づき、大統領が任命するところ、新法によりその権限が制限され、司法大臣が任命する裁判官任命委員会が裁判官候補者を指名し、司法評議会は同委員会の

指名に拘束されることとなった。そのほか、最高裁や司法評議会のための独立の予算項目が削除され、裁判官の報酬も減額となった。

イ フランス

6月29日と9月27日、フランスの二つの主要な裁判官の労働組合、すなわち、司法官労働同盟（USM）及び司法官職労働組合（SM）が、裁判官の独立の原則に関するフランスの状況につき、CJEUに申立てを行った。

提起された問題点のうち、特に以下の二つの問題について注意喚起したい。

（ア）司法官職高等評議会（CSM）

最近、CSMが、2008年7月に議会で議決され、2011年初めに実施予定の重要な改革の対象となった。

CSMの議長を大統領から破棄院長に変更するという重要な措置のほか、CSMの権限が、CCJEが第10意見書においてこの種の機関について提案した権限から大幅に後退しているということを強調する必要がある。

しかし、何よりも、同意見書で我々が提言した方針との関係で問題があるのは、CSMの構成である。というのも、将来的に、フランスのCSMを構成する裁判官が少数派となることが予定されているからである。

さらに、憲法院は、本改革の憲法適合性についての判断を求められたことを受け、CSMは、破棄院のポストを任命し、破棄院判事の懲戒の判断をする必要があるため、破棄院長は、裁判官の任命においても、懲戒においても、CSMに参加することはできないと判断した。

破棄院長の代替要員に関するメカニズムは一切定められていないため、結果として、特に司法官職の最高位の任務を行使するよう求められる候補者の選択につき、CSMの裁判官の人員不足がよりいっそう悪化することになる。

(イ) 合憲性に関する優先的問題（QPC）の処理

二つの労働組合の書簡は、最近フランス法に導入されたQPCのメカニズムに焦点を当てている：全市民が、訴訟の枠内において、争訟に適用される法律の規定の違憲性を主張することができる。裁判官は、その問題が重大であると判断すれば、破棄院に送付しなければならない、破棄院も同様にその問題の重大性を判断し、重大であると判断した場合には憲法院に送付する。憲法院は法律の規定の合憲性につき確定的に判断する唯一の権限を有する。

さらに、2010年3月1日から実行されている改革により、破棄院においては、合憲性に関する重大な問題は、破棄院長が裁判長を務め、部長判事と2名の判事により構成される特別合議体が審理しなければならないと定められた。

法が、他のあらゆる抗弁に先立ち、QPCを優先的に審理しなければならないと定めたことにより、破棄院は、この優先処理のメカニズムがEU法の優越の原則に違反する可能性があると考え、結果として、4月16日、欧州司法裁判所（Court of Justice of the European Union）に対して先決問題を提起する旨の決定を下した。

破棄院が先決問題を提起したという事実だけで、司法の決定に対して許容されうる批判の限度を超えた抗議が引き起こされた。二つの労働組合の申立状は、その状況を伝えている。

さらには、6月、議会が、CSM関連法案の審理の機会に、それより3か月前に実施されていた破棄院の特別合議体を単純に廃止する法改正を緊急採択した。それ以降、すべてのQPCが、その対象とする分野に応じて、破棄院の様々な部により審理されている。

今回の廃止は、改革の実施後、これほどの短期間になされたものであるが、破棄院が下した決定の数日後に議員に提出された法案がきっかけとなったことや、もっともな正当化理由に欠けることからすると、明らかに、4月16日の決定－誹謗者たちにより、QPCメカニズムに対する、破棄院による想定されうる反対の表明であると解釈されている－に対する制裁であるように思われる。

法学者の中には、この法律を「懲罰法」(Felix Rome, ダローズ選集, 7月1日)又は「破廉恥なまでに懲罰的な解決法」(Pascale Deumier, 季刊民事法2010, 512ページ)と紹介し、この法律に反対して立ち上がった者もいる。

もちろん、国の状況や特定の訴訟類型の処理にふさわしいと判断した司法組織に関する法律に票を投ずる議会の権限に異議を唱えることはできないし、議会は、欧州人権条約により定められた条件に基づき、時機を逸した、あるいは、正当化できないと判断した判例の解釈を打ち破るための立法改革を採択することができることも覚えておくべきである。

しかし、15年以上前から欧州レベルで採択されてきた文書(勸告Rec(94)12, CCJEの第1意見書及び第10意見書)や、欧州人権裁判所の判例(Jean-Francois Renucci, 欧州人権裁判所概説, LGDJ2007, No.315, 316)によれば、行政権と立法権は、

裁判官に対する不当な圧力を行使し、裁判官の独立の侵害を招くほどに、裁判所の機能に下渉するべきではないことは明らかである。

破棄院に関するフランス議会の決定が行われた状況を考慮すれば、このような改革が、やむを得ない一般的利益にかかわる何らかの理由によって正当化されうるか否かは、深刻な問題である。

ウ MEDEL（「民主主義と自由のための欧州司法官」。欧州各国の裁判官協会及び検察官協会を構成員とする国際組織）の報告

(ア) パリ控訴裁判所の所長が、ドビルパン元首相に対するクリアストリーム事件につき、この事件を審理すべき特別部の未済事件が増加していることを理由に、同事件をアドホック合議体によって審理し、その構成員は自らが選ぶことを一方的に決定した。政治的関心を呼んでいる事件だけに、このような決定は問題であり、司法官労働組合の抗議やメディアの批判がなされた。

(イ) フランスの警察留置 (garde a vue) は欧州人権裁判所判決の基準に違反しているとして、フランスの予審判事は、組織的犯罪につき、警察に対し、留置の最初から弁護人と接見できる権利を被疑者に告げるよう求めている。しかし、Bobignyの警察は、予審判事の要求を拒絶し、弁護士との接見を認めていない。

エ セルビア

2009年、高等司法評議会が、裁判官の数を2400人から1800人に減らすこと、評議会の審理を秘密のものとし、裁判官選任に当たって口頭のヒアリングも行わないことを決定した。その後行われた裁判官選任手続の結果、現職の裁判官2200人のうち、わずか1500人のみが再任され、残り700人は再任

されなかった。再任を拒否された裁判官は、拒否に関する個別の理由を知らされることなく、自らを弁護する機会も与えられなかった。再任を拒否された裁判官が憲法裁判所に提訴したところ、2010年5月末、憲法裁判所は評議会の決定を破棄し、差し戻したものの、問題改善の具体的な指示は示されなかったため、現在欧州人権裁判所に申立てを行っている。再任されなかった裁判官に対する給料の支払は停止している。現在、高等司法評議会を改革し、旧評議会の決定の見直し、再任されなかった裁判官の手続参加、裁判官の数の再評価等を行うことが検討されている。なお、本件につき、欧州委員会は、書簡において、

2 欧州人権裁判所（11月17日）

欧州人権裁判所では、パトリック・ティティン秘書課長の案内で庁舎内を見学した後、ロザキス、ブラッツァ両副長官と懇談した。両副長官は、日本の裁判制度に強い関心を示し、日本の最高裁における事件処理の在り方、死刑問題の議論の状況、人権裁判所の有無、外国の法制及び裁判資料の活用方法等について質問があった。また、欧州人権裁判所の現状及び展望について率直な意見交換がされたほか、日本の少子高齢化問題、移民問題等も話題に上った。怪部総領事主催の夕食会では、主に先方から日本の最高裁における事件処理の仕組みや、裁判官の休暇取得の在り方、法曹養成制度と法曹人口等について質問があった。

第3 英国・ロンドン（11月20日～同月23日）

ロンドンでは、11月22日に、オールド・ベイリー（中央刑事裁判所）のポール・ウェアズリー（Paul WORSLEY）判事と面談し、庁舎内を見学を行ったほか、Sheriff Londonのリチャード・サーモン（Richard SE

RMON) 氏主催の昼食会に招かれ、オールド・ベイリーの首席裁判官 (Recorder of London) , 次席裁判官 (Common Serjeant of London) 以下の各判事らと懇談の機会を持った (なお, 当初予定されていた陪審法廷の傍聴は時間の都合で断念せざるを得なかった。)。また, 大英図書館を視察してマグナカルタの原本を閲覧したほか, 国会議事堂において権利章典の原本を閲覧し, 上院・下院各本会議を傍聴した。同月 23 日には, 連合王国最高裁判所のニコラス・フィリップス (Nicholas PHILLIPS) 長官を表敬訪問し, 庁舎内の見学をしたほか, 同長官が裁判長を務める実際の審理手続を傍聴した。なお, 同日, 空港に向かう途中でロンドン市郊外のキングストン所在の刑事法院 (Crown Court) にも立ち寄ったが, 休廷時間中のため陪審裁判等の傍聴はできなかった。

1 オールド・ベイリー

(1) オールド・ベイリーの概要

ア 概要

- (ア) オールド・ベイリーは刑事法院の一つである。正式名称は中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) であるが, 地名から来る通称であるオールド・ベイリーの方がよく知られている。
- (イ) その歴史は 16 世紀にさかのぼり, 現在の名称になったのは 1834 年である。
- (ウ) アガサ・クリスティの「検察側証人 (邦題は「情婦」)」等の映画等にも登場し, 英国で最も有名な裁判所とされている。

イ 管轄等

- (ア) ロンドン中の殺人事件等の凶悪重大事件, テロ関連事件等を取り扱う。
- (イ) ロンドンにおける殺人事件は, 全件がまずオールド・ベイリーに送られ, その中でも比較的単純な事件等は他の刑事法院に

移送される。したがって、新聞紙上をにぎわす著名殺人等は全てオールド・ベイリーで審理されるといってよい。

ウ 特徴等

(ア) オールド・ベイリーの裁判官は他の刑事法院の裁判官よりも経験豊富で格式が高い。

(イ) 首席裁判官 (Recorder of London) , 次席裁判官 (Common Serjeant of London) は、シティ行政区における役割も有する。

(ウ) オールド・ベイリーで取り扱う事件については、検察側・被告側とも経験豊富な勅選弁護士 (QC: Queen's Counsel) であるバリスターがシニアとなり、若いバリスターがジュニアとなって2名1組で担当するのが一般的である。

(エ) オールド・ベイリーには、同裁判所で審理される事件のみを検察側で担当するTreasury Counselと呼ばれる16名のバリスター (シニア8名, ジュニア8名で任期は各3年) が常駐しており、検察庁 (Crown Prosecution Service; CPS) から事件を受任して公判に立会している。Treasury Counselでまかなえない事件については、CPSは外部の勅選弁護士に委任する。したがって、オールド・ベイリーで審理される事件の公判立会は、CPSは100%外注していることになる。

(2) ウェズリー判事との懇談

ウェズリー判事からは英国の陪審制度の実情等について概要以下の説明を受けた。

ア 当裁判所の陪審法廷の構造には、陪審員席が証言ボックスの横にあるために証人の表情や仕草がよく見えないという問題がある。他方、陪審員が被告人からおびえさせられることのないように、両者は対面しないような位置にある。また、陪審員が傍聴席から

影響を受けないよう、傍聴席とは対面しないように法廷の配置を工夫する必要もある。本日、自分（ウアズリー判事）が使用する第1号法廷では、陪審員席と2階の傍聴人席とが向き合う構造になっているが、両者の間にはかなり距離があるため問題はない。

イ 暴れたりする可能性のある被告人の場合は、手錠を掛けておく必要があるが、他方においてこれが陪審員に有罪の推定という印象を与えてしまう危険があるので、簡単ではない。

ウ 半年前のヒースローの[REDACTED]事件では、陪審員の自宅がつきとめられて脅迫される事件があった。陪審員がおびえることのないように配慮する必要がある。

エ 通常の事件では、陪審員は朝から夕方まで裁判所内で過ごした後、自宅に戻る。その際、裁判官から、事件について誰とも話さないこと、テレビ等から事件についての情報を得ようとしないことを強く説示される。極めてまれであるが、陪審員がホテルに缶詰にされることがある。

オ 郊外から約2時間掛けて出頭する陪審員もいる。12人の陪審員の中には遅刻する人もいるし、病気になる人や急用ができる人もいる。全員が揃わないと裁判を始められないので、そのような場合に備え、緊急連絡用の電話番号を登録してもらっている。

カ 陪審員が被告人に直接質問することはない。質問したいことがあるときはメモを書いて裁判官に渡し、裁判官が被告人に質問する。

キ 陪審員の手元には起訴状のほか、証拠の写しが配られる。

ク 審理は裁判官がコントロール可能であるため、例えば裁判官が「ポイントを突いた質問を」などと言うと、それ自体が陪審員に予断を抱かせることにもなってしまう。とにかく陪審員に予断を

与えないように注意する必要がある。

ケ DNAなどに関する専門家証人の説明は理解が容易でなく、陪審員が本当に理解しているか疑問な場合もある。

コ 陪審員は死体の写真を見たがらないので、コンピュータで作成した傷の位置を示した図だけを見せることもある。

サ 陪審員が犯行現場の検証を行うこともある。被告人も同行するが、その際に、陪審員に近付かないようにしている。陪審員から現場で出た質問は速記官 (shorthand writer) が書き留める。

シ オールドベイリーで陪審員が直面する難しい問題は、故意や意図の問題である。被告人はナイフで被害者を突き刺したことは認めても、「それは事故だった」「わざとではない」などと言って争うケースが多い。様々な前後の事情から判断するが、はっきりしない場合も多い。また、被告人が「精神状態に問題があり、自分自身をコントロールできなかった」と主張することもある。責任能力の問題は陪審員にとって理解が容易ではない。

自分 (ウェアズリー判事) の法廷では、争点が分かりやすくなるように、被告人の弁護人から最初に争点を陪審員に説明させている。また、陪審員の理解を容易にするために争点等を記載したペーパーを作成して配布している。

2 連合王国最高裁判所

連合王国最高裁判所では、ニコラス・フィリップス長官を表敬訪問し、庁舎見学をしたほか、同長官が委員長を務める枢密院司法委員会の決定言渡し及び最高裁判所における公営住宅からの立退きに関する事件の弁論を傍聴した。なお、同審理の冒頭、フィリップス長官から日本の竹内最高裁判事をお招きしている旨の御紹介をいただいた。

(1) 連合王国最高裁判所の概要

ア 設立の時期及び経緯

連合王国最高裁判所は、2009年10月1日、完全な透明性及び上級判事と国会上院との分離を実施するために設置された、英国における最上級の上訴裁判所である。従来、英国においては、立法府である上院の一部である上院上告委員会（Appellate Committee of the House of Lords）が最終審とされていたが、司法権の独立の観点等から、最高裁判所を設置すべきとの議論があり、2003年6月、当時のブレア首相が、最高裁判所を設立し、上院上告委員会から権限を移譲する意図を明らかにした。その後、2005年憲法改革法（Constitutional Reform Act 2005）の成立により、最高裁判所が設立されることとなった。

イ 管轄の範囲

従来、上院上告委員会が取り扱っていた上告審（イングランド及びウェールズの民事・刑事事件、北アイルランドの民事・刑事事件、スコットランドの民事事件）のほか、従来、枢密院司法委員会（Judicial Committee of the Privy Council）が取り扱っていた権限委譲に関する争訟についても管轄を有する。なお、枢密院司法委員会は、最高裁と同じ建物に移転し、現在でも、一部のコモンウェルス諸国からの上告審等として機能している（ほとんどの事件は最高裁判事が取り扱う。）。

ウ 最高裁判事の構成

長官、副長官各1名を含めて定員は12名。上院上告委員会の常任上訴貴族（Lords of Appeal in Ordinary）11名のうち10名がそのまま最高裁判事となった。首席常任上訴貴族（Senior Law Lords）であったフィリップス卿が、初代最高裁長官となった。

最高裁判事の任命は、独立した機関である最高裁判事任命委員

会が行う。

エ 裁判体の構成

各事件は、通常、最高裁長官がその専門性、時間的余裕その他を考慮して選択した5人の裁判官によって審理される。裁判官の数は常に奇数で、多数決による決定ができるようになっており、難しい事件や重要な事件では7人又は9人の裁判官によって審理される。

オ その他

最高裁判所の裁判官は、通常の裁判において法服等は着用しない。

(2) フィリップス長官

フィリップス長官から、連合王国最高裁判所について概要以下の説明を受けた。

ア 英国においては、元来司法は立法及び行政から独立していたが、従前、形式的には最高裁にあたる司法の一部が上院に属していた。司法の独立ということが社会一般において重視される状況になったので、実態は変わらないが、英国においても他の国と同様の制度上の形式に変えることとしたのが、連合王国最高裁判所が設立された一番の理由である。上院上訴委員会であった時代と比べて、実務的には僅かの変化があるが、理論において変化があったわけではない。

イ 連合王国最高裁判所では、各判事が判決に少数意見を付することは自由である。判決の結論が多数決で決まることもよくある。

ウ 通常は5人の裁判官で審理するが、重要な事件は7人又は9人の裁判官で審理する。

エ 枢密院司法委員会は英連邦 (Commonwealth) の中で最高裁判所

が存在しないような国からの上訴事件を取り扱っている。現在 27 の国、自治領等がある。カリブ海やアフリカが多いが、数年前迄はニュージーランドも入っていた。枢密院司法委員会の構成員は英最高裁判所判事と全く同じであるが、適用法律はそれぞれの国の法律である。

オ 連合王国最高裁判所はあらゆる種類の事件の管轄権を有している。テロ関連、人権、移民、国外退去の問題など複雑な事件が多い。また、行政に関わる公法 (public law) 分野の事件が増加している。

カ 英国では裁判所と議会等との摩擦などは特になく、裁判所に対する干渉といえるものはない。英国の現在のシステムはうまく機能している。

(3) 庁舎見学

広報部員の案内により連合王国最高裁判所の庁舎内を見学した。

ア 最高裁の建物は開放的で誰にでもアクセスできることを目指して設計されている。天井から自然光を取り入れた開放的なカフェテリアが設置されていた。

イ カフェテリアの横には資料展示室があり、その壁に設置された 3 台のモニターで各法廷の審理の様子をライブで視聴することができる。モニター付近には、各法廷で審理中の事件の概要、争点等をまとめたペーパーが掲示されていた。

ウ 裁判官及び調査官専用の図書室がある。裁判官 12 人に対し調査官 8 人が配置されている。調査官は 20 代後半から 30 代前半で、任期は 10 か月である。

以 上